

香川県条例第17号

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例（平成5年香川県条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																							
<p>（報酬）</p> <p>第2条 略</p>			<p>（報酬）</p> <p>第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p>																							
<p>（費用弁償）</p> <p>第3条 略</p>			<p>（費用弁償）</p> <p>第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であって委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。</p>																							
<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1 知事の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>香川県土地収用事業認定審議会</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			名称	報酬	費用弁償	略			香川県土地収用事業認定審議会	略		<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1 知事の附属機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>香川県土地収用事業認定審議会</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高松広域都市計画事業高松</td> <td><u>委員 日額 9,000円</u></td> <td><u>委員 6級</u></td> </tr> </tbody> </table>			名称	報酬	費用弁償	略			香川県土地収用事業認定審議会	略		高松広域都市計画事業高松	<u>委員 日額 9,000円</u>	<u>委員 6級</u>
名称	報酬	費用弁償																								
略																										
香川県土地収用事業認定審議会	略																									
名称	報酬	費用弁償																								
略																										
香川県土地収用事業認定審議会	略																									
高松広域都市計画事業高松	<u>委員 日額 9,000円</u>	<u>委員 6級</u>																								

香川県都市計 画審議会	略
略	
2	略

<u>港頭土地区画 整理審議会</u>	
香川県都市計 画審議会	略
略	
2	略

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

- 3 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内陸工業団地造成事業特別会計) 第15条 略</p> <p>(県立大学特別会計) 第16条 略</p> <p>第17条・第18条 略</p>	<p>(内陸工業団地造成事業特別会計) 第15条 略</p> <p><u>(高松港頭地区土地区画整理事業特別会計)</u> <u>第16条 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、高松港頭地区土地区画整理事業特別会計を設置する。</u></p> <p>(県立大学特別会計) 第17条 略</p> <p>第18条・第19条 略</p>

(特別会計の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の特別会計の設置に関する条例第16条の規定による高松港頭地区土地区画整理事業特別会計に属する権利及び義務は、一般会計に帰属するものとする。